

(別添2)

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要領

令和5年1月12日
令和6年1月24日一部改正
令和6年12月5日一部改正
令和7年12月9日最終改正
厚生労働省老健局長決定

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要綱(令和5年1月12日厚生労働大臣決定)第6項に基づき、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

1 都道府県からの表彰候補者の推薦

厚生労働省老健局(以下「事務局」という。)は、都道府県から、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組を積極的に行う介護事業者に係る推薦を受け付ける。

2 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考委員会の開催

厚生労働省老健局長(以下「局長」という。)は、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(1) 委員会の任務

委員会は、前項により都道府県から推薦があった者について、都道府県から提出された資料等に基づき、別紙1の選考基準等を踏まえ、表彰候補を選定する。

(2) 委員会の委員

委員会の委員は、局長が委嘱する者とする。

(3) 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務局において処理する。

3 表彰の種類

次のアからウまでのいずれかに該当する取組を行った介護事業者について、内閣総理大臣が表彰する。

ア 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

イ 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

ウ 介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

4 表彰の対象

全ての介護サービス事業所・施設等を対象とする。

5 表彰状

別紙２のとおりとする。

6 表彰の数

特に優れた取組を行う事業者を数名程度表彰する。

7 その他

都道府県からの推薦に当たり提出された資料等の内容に虚偽がある場合又は当該介護サービス事業所・施設等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合には、表彰の取消等を行うことができる。

附則

この実施要領は、令和５年１月１２日から施行する。

附則

この実施要領は、令和７年１２月９日から施行する。

(別紙１) 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考基準

都道府県からの推薦に当たり提出された資料等に基づき、以下の評価項目ごとに０点を最低点、「配点」欄の点数を最高点として採点を行い、評価点を算出する。

評価項目	評価ポイント	配点
①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	(1) 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。 (取組の例) ・明確な給与体系の導入、法令で定められている水準以上の休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入、職員の定着支援など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 ・身体的な負担を軽減するなど、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組 (2) 人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。 (取組の例) ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 ・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組 (3) 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。 (取組の例) ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 ・介護テクノロジーの活用による取組 ・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組 ・データを取得しながら業務の明確化を行い、職員の業務分担を見直し、職員の身体的・心理的負担の軽減を図る取組 ・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組	45

	【上記の具体例：居住・施設サービスの場合】 ・センサーや見守り支援に資する機器、インカム等を導入し、利用者の状態をリアルタイムに把握することを通じて、夜間の放湿回数を見直した等の職員の負担軽減とケアの質の向上の両立を図る取組 ・ノーリフティングケアなどにより要介護者の移動や移乗のアシストを少人数で効率よく行えるようにする取組 など 【上記の具体例：居宅サービス・居宅介護支援の場合】 ・業務スケジュールを管理するアプリケーション、介護記録ソフト等を活用した記録業務の効率化や、スケジュール作成の効率化等により、職員の超過勤務時間の削減を図る取組 ・ケアプランデータ連携システムを導入する等により、事業所間の連携に要する時間を削減し、業務の効率化を図る取組 ・インカムやスマートフォンを用いて日々の申し送り事項やミーティング内容の情報共有を図り、職員の負担軽減と業務の効率化を図る取組 ・福祉用具の導入により職員の身体的負担を軽減する取組 など (4) 上記の(1)～(3)の各取組について「抱えていた課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。	
②複数の課題に対して優れた取組を行っているか	○ 複数の課題に対して優れた取組を行っている事業所を評価する。	5
③実効性のある取組であること	○ 上記①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・業務時間の変化 ・業務量の変化 ・人員(業務にかける人数)の変化 ・職員の心理的負担感の変化 ・職員の身体的負担感の変化 ・待遇改善の状況 ・人材育成の状況	30

	○ 上記①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・離職率の変化 ・事業所の1か月あたりの総業務時間の変化 ・1か月の平均残業時間（1人あたり）の変化 ・有給休暇（年間）の平均取得日数（1人あたり）の変化 ・職員1人あたりの利用者数の変化 ・介護職員の心理的負担感（SRS-18）の変化 ・利用者の満足度（WHO-5）の変化 ・ワークエンゲージメント尺度に基づく変化	
④持続性のある取組であること	・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 ・職員の意見を聞く機会や協力体制を構築しているか。 (指標の例) ・生産性向上の取組を進めるための委員会の実施状況 ・職員の意見を反映した取組の件数 等	10
⑤他の事業所での導入（横展開）が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること	・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。	10

(別紙2)

表彰状

被表彰者名 殿

貴殿は

介護職員の働きやすい職場環境づくりの実現に資する

特に優れた取組に尽力されました

この取組は他の模範となるものであり

その功績は極めて顕著であります

よってこれを表彰します

年 月 日

内閣総理大臣 氏 名 印